

新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例の概要

岩 手 県

1 目 的

環境基本条例の基本理念にのっとり、新エネルギーの導入及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、エネルギー自給率の向上及び地球環境の保全を図り、県民の健康で快適な生活の確保に寄与しようとするもの。

(環境基本条例の基本理念)

環境と共生する社会の構築を旨として、すべての県民が参加、連携、協力

循環型地域社会の形成により、多様な自然に恵まれた安全で快適な環境を確保

地球的な見地から地域の環境を考え、行動

2 定 義

(1) 新エネルギー (第 2 条第 1 項)

いわゆる新エネ法の新エネルギーに加え、本県の地域特性を踏まえ、水力、地熱等についても新エネルギーと定義。

太陽光発電 風力発電 水力発電 波力発電 地熱利用、地熱発電

バイオマス燃料製造、バイオマス熱利用、バイオマス発電 廃棄物燃料製造、廃棄物熱利用、廃棄物発電 燃料電池 電気自動車等 太陽熱利用 雪氷熱利用 温度差エネルギー(河川水、海水等を熱源とする熱を暖房等に利用)

コージェネレーション (発電と同時に得られる熱を暖房等に利用)

(2) 省エネルギー (第 2 条第 2 項)

いわゆる省エネ法の考え方を踏まえ、エネルギーの使用の合理化と定義。

3 責 務

(1) 県 (第 3 条)

ア 新エネルギーの導入の促進等に関する総合的な施策の策定、実施

イ 市町村が行う新エネルギーの導入の促進等に関する施策の策定、実施への支援

ウ 自ら率先して新エネルギーの導入等を推進

(2) 県民、事業者（第4～5条）

ア 新エネルギーの導入等による環境への負荷が少ないライフスタイル（事業活動）の実現

イ 県が実施する新エネルギーの導入の促進等に関する施策への協力

(3) 電気事業者（第6条）

可能な限り太陽光、風力等による発電、これらの電気の買い取り

4 基本方針等

(1) 基本方針（第8条）

次の基本方針に基づき施策を総合的かつ計画的に推進。

ア 地域の特性に応じた新エネルギーの導入の促進等

イ 恵み豊かな環境と調和した新エネルギーの導入の促進等

ウ 県民、事業者等とのパートナーシップによる新エネルギーの導入の促進等

(2) 基本計画（第9条）

施策の推進に当たっては、別に長期的な目標、施策の方向等を定める基本計画を作成（条例施行後、省エネルギービジョンを作成。15年度中に既存の新エネルギービジョンを見直し）。

5 基本的な施策

(1) エネルギーに関する学習の推進及び知識の普及啓発（第10条）

(2) 県民、事業者、NPO等の新エネルギーの導入等の活動の促進（第11条）

事業者の環境管理の活動の促進

(3) 公共交通機関の使用、自転車の使用等の促進（第12条）

(4) 風力、地熱（地中熱を含む）、バイオマス等の地域の資源を活用（第13条）

(5) 新エネルギーの導入等に関しての土地の形状の変更等が環境に配慮して行われるよう誘導（第14条）

(6) 技術の研究開発、実用化の促進、関連産業の振興（第15条）

(7) 先進的、先導的な取組みを行う者に対する表彰等（第16条）

(8) 基本計画で定める長期的な目標の達成状況を調査、公表（第17条）

(9) 必要な財政上の措置（第18条）